

定額減税しきれないと見込まれる方への給付

令和6年度に実施する所得税・個人住民税所得割の定額減税において、定額減税しきれない(定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額^{※1}又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回る)と見込まれる方に対し、定額減税しきれない額を1万円単位で切り上げた額で支給します。

※1 6月3日時点の個人住民税の算定に用いている所得金額等を基にした推計額

定額減税
可能額

所得税分 = 3万円 × 減税対象人数

個人住民税所得割分 = 1万円 × 減税対象人数

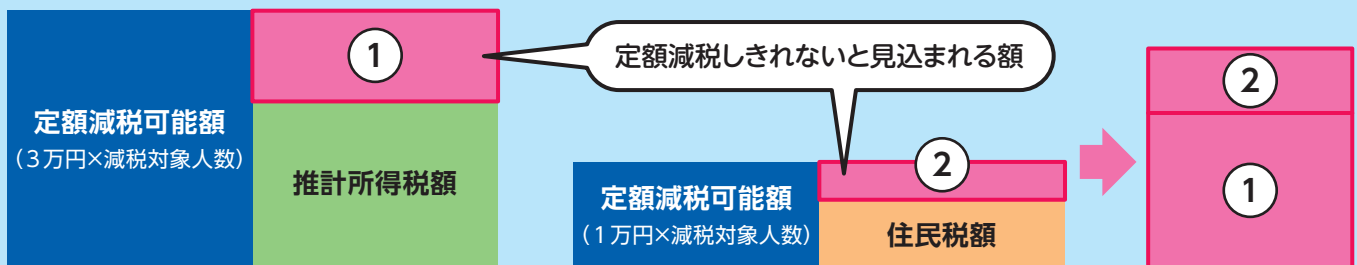
減税対象人数とは、「納税義務者本人+控除対象配偶者+扶養親族(16歳未満扶養親族含む)」。
ただし、国外居住者を除く。

給付額について

所得税分

個人住民税所得割分

給付額



給付額 = ① + ② (①と②の合計額を1万円単位で切り上げて給付)

申請方法・支給時期

令和6年7月22日から順次、給付対象となる方へ「支給のお知らせ」又は「確認書」を送付します。

① マイナポータル等で公金受取口座を登録している方^{※2}

▶ 支給のお知らせ 手続き不要

登録されている口座へ令和6年8月19日(月)以降、順次支給します。

※2 公金受取口座を登録していても、①支給のお知らせではなく、②確認書にて振込先口座等を記載いただく場合もあります。

② 公金受取口座を登録していない方

▶ 確認書 手続き必要

確認書に、本給付の振込先口座等を記載の上、ご返送ください。

口座が確認でき次第、順次支給の手続きを行います。

申請期間：令和6年7月24日(水)～令和6年10月25日(金) 必着

給付対象であるにもかかわらず、「支給のお知らせ」又は「確認書」が届かない方や、再発行をご希望の方は令和6年10月18日(金)までに裏面記載の「横浜市 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金コールセンター」にご連絡ください。

留意事項

定額減税額が変更になり、給付額に不足が生じた場合、令和6年中には調整を行いませんが、不足額については令和7年中に給付予定です。詳細については、国から情報を得られ次第、市ウェブページ等でお知らせします。

調整給付額に不足が生じる例

- ・令和5年中の所得や控除等に変更が生じた場合
- ・住宅ローン控除など税額控除後の所得税額及び個人住民税所得割額から定額減税しきれない場合
- ・令和6年中に子どもが生まれた等、扶養親族が増えた場合

問合せ

【調整給付金】に関する問合せ

横浜市 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金コールセンター

電話：0120-045-320

ファクス：0120-303-464 (耳の不自由な方専用)

受付時間：9時～19時(土日祝を除く)

※申請期日が近づくとつれ、電話が混み合う場合があります。

市ウェブページ

